

健生食輸発0317第2号
令和7年3月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのエトキサゾール及びシプロコナゾール並びにルーマニア産ポルチーニのペルメトリン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年3月11日付け健生食輸発0311第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産赤とうがらし及びイタリアで加工されたルーマニアを原産とする乾燥ポルチーニのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ベトナム産赤とうがらしのエトキサゾールについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産赤とうがらしのシプロコナゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシプロコナゾール
- ・ルーマニア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン

2. 別表第3への追加

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシプロコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANH DOUNG 9 COMPANY LIMITED」であるものに限る。)
- ・ルーマニア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「MERLINI S.R.L.(イタリア)」であるものに限る。)

3. 別表第2から削除

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）のエトキサゾール

4. 別表第3から削除

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）のエトキサゾール（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「PARADOX IMPORT EXPORT COMPANY LIMITED」であるものに限る。）